

年税第2号 保第4号

平成26年4月3日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

常任理事 鈴木 邦彦

日本医薬品卸売業連合会による医薬品に係る消費税表示カルテルの実施について

今般、日本医薬品卸売業連合会より、別添の通り、消費税表示カルテルの実施について、周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

日本医薬品卸売業連合会は、中医協消費税分科会における検討結果を踏まえ、医薬品の取引において、薬価本体価格と消費税相当額を「見える化」するかたちで消費税表示カルテルを、本年10月1日より実施することとなりました。

なお、参考資料として、「Q&A 薬価と消費税について」(日本医師会)を添付いたしますのでご活用ください。

ご不明な点がございましたら、年金・税制課までお問い合わせください。

(問合せ先)

日本医師会 年金・税制課 (担当：宮澤)

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL : 03-3942-6519 FAX : 03-3942-6503

メールアドレス : tmiyaza@po.med.or.jp

[添付資料]

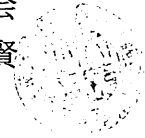
- 消費税表示カルテルの実施について（一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、平成26年3月17日）
- （参考資料） Q&A 薬価と消費税について（日本医師会）

日卸連発第 224号

平成26年3月17日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉義武様

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会  
会長 鈴木賢



### 消費税表示カルテルの実施について

日頃、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますが、当連合会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法第12条の規定に基づき、去る3月12日に公正取引委員会に表示カルテルの届出をいたしましたのでご連絡いたします。

なお、同カルテルの実施は、お得意先へのご説明、医薬品卸業界内の周知徹底、社内システムの変更等に要する時間を勘案し、本年10月1日から平成29年3月31日（同法が効力を失う日）までの期間であることを申し添えます。

また、同カルテルにつきましては、同日付で別紙のと通りの声明を公表いたしましたので、ご了知下さいますようお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月 12 日

消費税の表示カルテルの実施について（会長声明）

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会  
会長 鈴木 賢

本年 4 月 1 日に薬価基準が改正され、同時に消費税の税率が 5% から 8% に引き上げられる。薬価の算定に当たっては、消費税相当額が加算されている。

一方、当連合会は平成 19 年の流通改善懇談会の緊急提言の実現を医療用医薬品の「流通改革」として位置付け、その実現に邁進してきた。流通改革の主たる目的は価値に見合った市場価格の形成であり、その前提条件となる単品単価取引の励行が必要である。

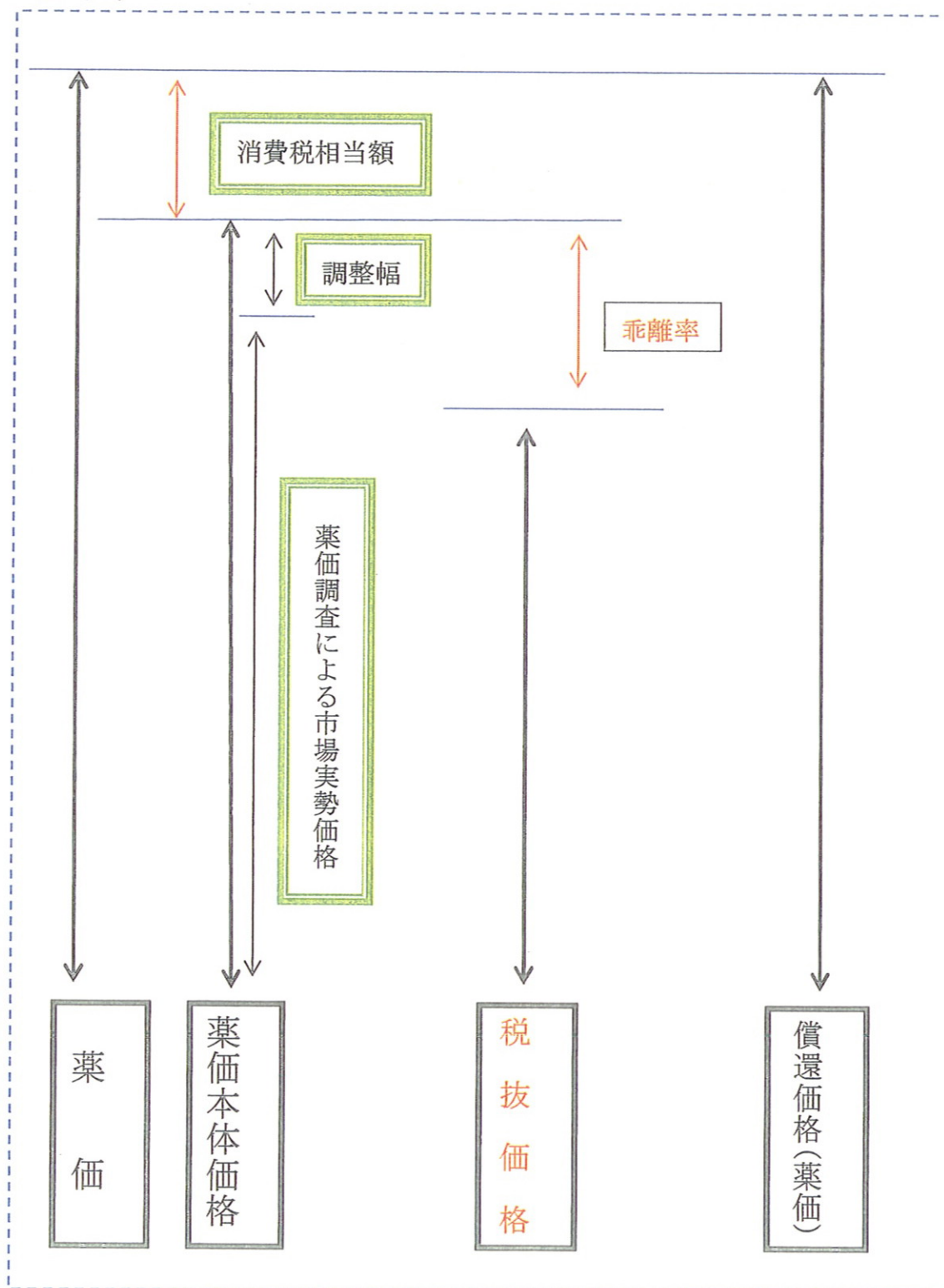
しかし、医薬品の価格交渉において、薬価を基準とした場合、消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品の本来の価値に見合う価格が不鮮明になる。従って、薬価から消費税相当額を控除した薬価本体価格を基準として価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましい。即ち、薬価本体価格と消費税相当額を「見える化」し、価格交渉を行うことが望ましい。

当連合会は、以上の観点から、消費税の転嫁と流通改革の定着の取組みとの整合性を考慮し、下記により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成 25 年法律第 41 号)第 12 条の規定に基づき、同条第 2 号の共同行為(以下「表示カルテル」という。)を実施することとする。

記

- 1 表示カルテルの具体的内容は、次のとおりとする。
  - ① 医療機関又は薬局と医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
  - ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額（以下「薬価本体価格」）との乖離率を明らかにした価格とする。  
例) ○○円：薬価本体価格から△%乖離する価格
- 2 表示カルテルの実施期間は、医療機関・薬局に対する周知等の準備期間を考慮し、本年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(参考 1)



\* 薬価本体価格 = 薬価 × 100 / 108

\* 乖離率は、今後の価格交渉においては、「本体薬価差」という。

(参考2)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税  
の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

## 第5章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第12条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りではない。

一 (略)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税について表示の方法の決定に係る共同行為

平成 26 年 3 月  
日本医師会

Q 1 消費税率 8%への引き上げに伴い、平成 26 年 4 月の薬価改定において、医薬品の仕入れに係る消費税分はどのように補填されているのでしょうか？

A 1 既記載医薬品の新しい薬価は、税抜き仕入価格(薬価調査による平均値)に消費税 8%分を上乗せし、調整幅を加算して、算定されています(図参照)。なお、新薬等の薬価算定においても、製造・流通段階でかかる消費税分が上乗せされています。

このことを多くの方に知っていただくために、この 4 月から、患者さんに渡す領収書及び明細書に、「診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。」と記載されることになりました。

薬価算定上の消費税の取り扱い(平成26年4月以降)

$$\begin{array}{c}
 110.2 \qquad 108 \qquad 110(\text{仮}) \times 2\% = 2.2 \\
 \text{改定後薬価} = \text{加重平均値} + (\text{改定前薬価} \times \text{調整幅} / 100) \\
 \qquad \qquad \qquad \parallel \\
 \qquad \qquad \qquad 100(\text{仮}) \\
 \text{医療機関の買い値(消費税抜き)} \times 1.08 \\
 \underbrace{\hspace{10em}} \\
 \text{消費税込み} \\
 108
 \end{array}$$

Q 2 消費税率 8%への引き上げ後の実際の薬の仕入れに際しては、消費税分や管理コスト分が持ち出しにならないようにするために、どのような点に注意すべきですか。

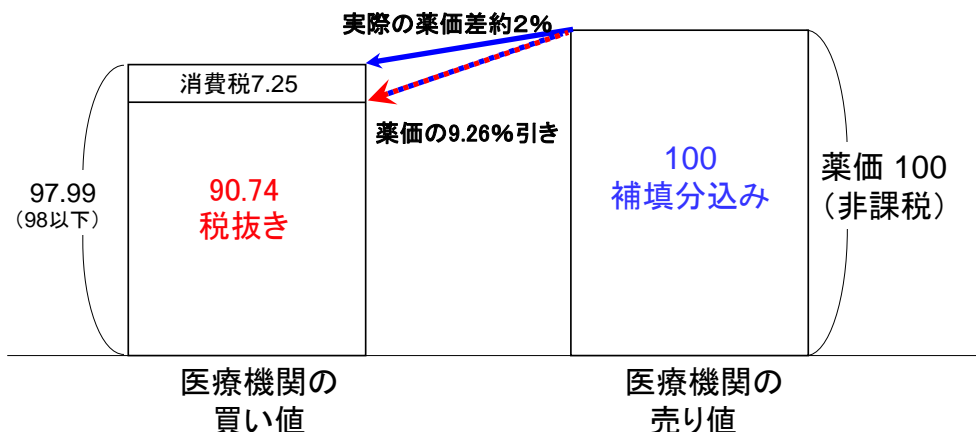
A 2 薬の仕入れには消費税や管理コストがかかりますので、予め薬価に対して一定以上の値引き率を確保することが必要です。さもないと、消費税分や管理コストが持ち出しになってしまいます。

仮に、調整幅の 2%は期限切れによる廃棄など必要なコストだとすれば、消費税支払い後で 2%の薬価差は確保しなければなりません。そのためには、薬価に対し 9.26%以上の

値引きが必要となります（図参照）。

管理コストとして2%の薬価差を確保するためには、  
薬価100円の9.26%引き(=90.74円)で買わなければいけない。

$$100円 \times (1 - 0.0926) = 90.74円 \quad 90.74 \times 1.08 = 97.99$$



なお、公正取引委員会は、消費税転嫁対策として、「便乗値上げ」や「買ったたき」などを規制の対象にしていますが、これらは正当な価格交渉が行われるようにするための措置であり、正当な値引き交渉は認められることに留意する必要があります。詳細は、平成26年3月6日付都道府県医師会担当理事宛通知文「医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について」（年税第54号）をご参照ください。

Q3. 前問の例で言えば、9.26%引きで買ったのに、消費税を乗せて支払うと、実質2%引きにしかない、ということで、消費税分だけ損をしている感じがします。薬価と仕入価格と消費税の関係がわかりにくく、表示の改善も必要ではないですか。

A3. 仕入の現場での混乱を防ぐために、税抜き相当の正味薬価と消費税相当額を明確に「見える化」し、例えば、「薬価108円の薬品を、16.7%引きの90円で買う。」ではなく、「正味薬価100円の薬品を、10%引きの90円で買う。」という理解が共有されることが望ましいと考えております（図参照）。日医が中医協の分科会でそのように提言し、日本医薬品卸売業連合会も、その方向での表示改善を、本年10月開始の予定で準備しています。

そこで、4月以降の交渉にあたっては、以下の点に留意していただくことが大切です。

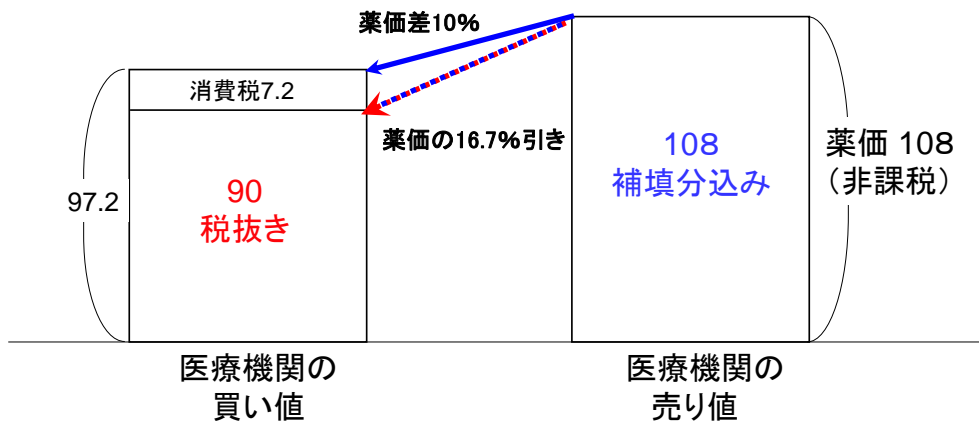
- ① 薬価・特定保険医療材料価格には、仕入れにかかる消費税相当額が既に含まれていることを、認識しましょう。
- ② 今、交渉している仕入価格は、内税か外税かを、はっきりと意識し、関係者全員で共有しましょう。



(1) 現在の価格表示 (消費税率8%引上げ後)

医療機関が、薬価108円の薬品を、16.7%引きの90円で買う。

多くの医療機関は、売り値に相当する「薬価」を基準に価格交渉。  
薬価の16.7%引きで購入しても、**実際の薬価差\***は10%。



\*ここでは仮に「薬価差＝乖離率」という意味で用いている(以下同じ)。

(2) あるべき姿

税抜き相当の正味薬価を明確にし、税抜き同士で比較できれば、  
混乱はおきない。

薬価108円の薬品を、16.7%引きの90円で買う。ではなく、  
正味薬価100円の薬品を、10%引きの90円で買う。という共通理解に。

